

男女のよりよいパートナーシップを

ゆうCan

杉並区立男女平等推進センター情報誌

2016年

56号

女性が働きやすい社会は、男性にも働きやすい社会です。

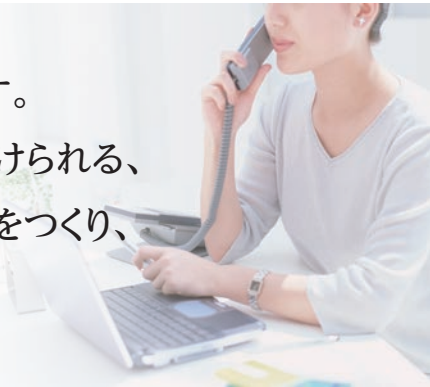
誰もが仕事と生活を両立できる「働き方」が模索されています。

子育てや介護などのライフステージの変化があっても働き続けられる、

正規でも非正規でもない「在宅ワーク」という働き方のしくみをつくり、

女性の活躍を支援する事業を展開している

株式会社キャリア・ママ代表の堤香苗さんにお話を伺います。



今から20年前、「子育て中でも働きたい！」という私自身の願いから、株式会社キャリア・ママという会社を始めました。

東京オリンピックの年に生まれた私が社会人になった頃、男女雇用機会均等法が施行され、女性の雇用の機会は拡大しましたが、企業の中の男女格差は一気には解消しませんでした。

女性は、結婚や出産が契機になり、それまでのキャリアプランを継続できなくなる方が多くいます。仕事を離れ、育児に専念する中で、知らず知らずのうちに自分自身の存在がなくなってしまうような寂しさを味わう人も少なくないでしょう。

一方で、子どもや両親を保育園や施設に預けて働き続ける女性もいます。しかし、家族の体調が悪くて休みや早退が多くなり、職場で肩身の狭い思いをし、疲弊してしまう女性が多いのも現実です。

私自身も、24歳を過ぎる頃から周囲の風当りを強く受け、フリーアナウンサーとしてのキャリアの継続の難し

さを感じるようになりました。「自分のペースで社会とつながりませんか」と呼びかけても、自信がなくて手をあげられず、キャリアプランクが長くなることで、仕事に復帰してもズレを感じて長続きしない、そんなケースも少なくありません。



株式会社 キャリア・ママ
代表取締役 堤 香苗氏

「平成27年度東京都女性活躍推進大賞（個人部門）」を受賞
株式会社キャリア・ママは、10万人の主婦を活用し、子育てや介護と両立できる「在宅ワーク」や「女性の起業」など女性の夢の実現を応援しています。

自分らしく生きる楽しさを
多様な働き方でかなえよう

男女平等推進センターからのお知らせ

～女性も男性もすべての人が個性や能力を発揮し、輝くための活動と学びの場～

ご参加ください!

男女平等推進センター 平成28年度講座

はじめてのLGBT ～性的マイノリティの理解～

NPO法人朝日カウンセリング研究会

日時 11月19日(土) 14時～16時 会場 阿佐谷地域区民センター
LGBT(レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー)を含む性的マイノリティ(少数者)について正しく理解し、当事者の抱えるさまざまな困難・課題について共に考える講座です。
講師:NPO法人共生社会をつくるセクシュアルマイノリティ支援全国ネットワーク代表理事 原ミナ汰氏

すぎなみパパの学び場 C reo(くれお)

『パパの育児は21世紀のビジネススキル』

日時 9月18日(土) 13時30分～15時30分 会場 あんさんぶる荻窪
自身の子育て、介護と仕事の両立、育児経験を踏まえ、ワークライフバランスの具体策などを紹介します。
講師:東し経営研究所ダイバーシティ&ワークライフバランス主任研究員 渥美由喜氏

『どう向き合う?子どもの思春期』

日時 11月26日(土) 10時～12時 会場 あんさんぶる荻窪
長年、子どもの発達をサポートする専門家が思春期のパパの役割をお伝えします。
講師:むさしの発達支援センター所長 森山徹氏

『ボール遊びはパパの出演』

日時 12月17日(土) 10時～12時 会場 西荻地域区民センター 体育室
ラグビーボールを使った遊びに父子で挑戦。気軽にできる遊び方を伝授します。
講師:NPO法人ワセダクラブ理事 後藤禎和氏

防災・減災講座 女性・男性 みんなの視点で -災害弱者と防災まちづくり-

日時 12月11日(土) 13時～16時30分 会場 阿佐谷地域区民センター

当事者の声を防災・減災のためにどのように生かせるかを男女共同参画の観点からパネルディスカッションと講演で学びます。
講師:宇都宮大学教授 長谷川万由美氏

☆オリジナルの「父子手帳」を作ってパパも子育てを楽しもう!

NPO法人親子コミュニケーションラボ

日時 10月8日(土) 10時15分～12時 会場 高井戸地域区民センター
日時 11月13日(土) 10時15分～12時 会場 阿佐谷地域区民センター
日時 12月10日(土) 10時15分～12時 会場 浜田山会館

パパになる心構えや、出産・育児についての知識を学びながらオリジナルの「父子手帳」を作りましょう。世界に1つの手帳を作ることで、子育てを夫婦でもっと楽しいものにする講座です。
講師:白梅学園大学学長 汐見稔幸氏

☆在宅ワークセミナー基礎編 株式会社キャリア・ママ

日時 ①10月7日(金) ②10月21日(金) ③11月1日(火) 各回10時～12時
会場 あんさんぶる荻窪

パソコンを使って自宅にしながら仕事ができる「在宅ワーク」は育児や介護等でキャリアを中断させない働き方として注目されています。この講座は3回の研修とホームワークで「在宅ワーク」を実際に体験しながら実務の習得を目指します。
講師:(株)キャリア・ママ制作部部長 佐手みどり氏

※終了している講座があります。講座に関するお問い合わせは、男女共同・犯罪被害者支援係(電話:5307-0326)へ。 すべての講座は、託児付き(無料)です。

わたらしく生きられないと感じたときに

ご相談はすべて無料です

ひとりで悩まずご相談ください。専門の女性相談員が相談をお受けします。面接による相談(要予約)も行っています。

一般相談

TEL.03-5307-0619

家族、生き方、人間関係、
ストーカー、セクハラなど

DV相談

TEL.03-5307-0622

配偶者、パートナー、
恋人からの暴力

法律相談

TEL.03-5307-0619 (毎週木曜日午後、月1回夜間相談)

離婚、養育、財産分与など、女性弁護士が面接で相談をお受けします。
対象は杉並区在住・在勤・在学の女性。お電話で予約をお受けします。

一般相談・DV相談 平日9時～17時(祝日・年末年始を除く)

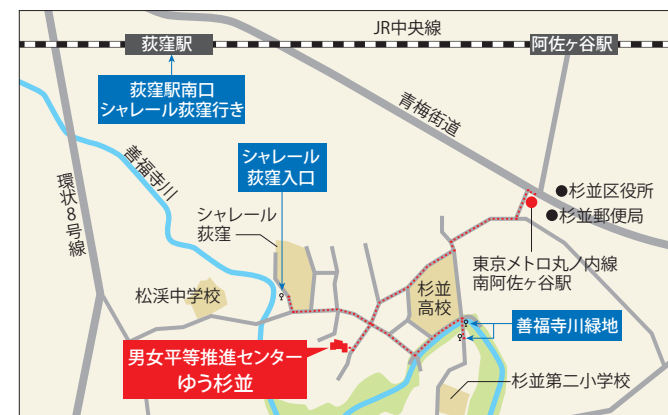
男女平等推進センターをお気軽にご利用ください。 詳しくは 男女平等推進センターへ TEL.03-3393-4410

情報資料コーナーは、男女の生き方、家族の問題、ワークライフバランス、DV、LGBTなどの書籍を揃えています。図書の出し(登録が必要です)も行っていますのでどうぞお気軽にお立ち寄りください。また、団体登録をしていただくと集会室、印刷室、団体用ロッカーをお使いいただけます。

※団体は主に会員が区内在住・在勤・在学の方



ゆう杉並 杉並区立男女平等推進センター



〒167-0051 杉並区荻窪一丁目56番3号 TEL.03-3393-4410

■開館時間

9:00～17:00

■休館日

月曜日(祝休日の場合は、翌日)
12月28日から1月4日まで

●関東バス 荻窪駅南口発

シャレール荻窪行→「シャレール荻窪入口」下車→徒歩5分

●杉並区南北バス「すぎ丸」けやき路線

JR阿佐ヶ谷駅→井の頭線浜田山駅
「善福寺川緑地」下車→徒歩10分

●東京メトロ丸ノ内線

「南阿佐ヶ谷駅」下車 徒歩15分

※駐車場はありません。

男女平等推進センターへの道順はこちらも参照してください→



杉並区立男女平等推進センター情報誌「ゆうCan」第56号 平成28年11月 発行:男女平等推進センター

【問合せ先】 〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区 区民生活部管理課 男女共同・犯罪被害者支援係 TEL:(03)5307-0326(直)

「子どもに働くママの背中を見せたい」「家族に何かあればいつでも駆けつけたい」「そう思いながら頑張っている女性はたくさんいます。私自身も同じです。それは、女性のわがままな願いではなく、心からの愛なのです。」

では、どうするか？

私は、「それぞれの価値観が微妙に異なっている、心の奥の願いが共通ならばそれがかなうような仕組みを作ろう」と考えました。

そこから、フルタイムでは働けない女性たちを在宅で組み合わせて、ダイナミックに働くしくみ「キャリア・ママのチーム型在宅ワーク」が始まったのです。

当時は、「テレワーク」「ワークライフバランス」「ダイバーシティ」という言葉もなく、お手本にする働き方がありませんでした。この働き方しかできなかったから、在宅というスタイルで働く仕組みを作ったわけです。子育てや介護など、家族の世話をしているも、在宅でチームを作り、それぞれの得意分野を持ち寄って1人前の仕事ができる、きつと楽しい、と思ったのです。

在宅ワークとは

在宅ワークとは、パソコンなどの情報通信機器と、インターネットの通信

回線技術を活用して、企業と業務請負契約を結び、自分で働きたい時間・場所を決める働き方です。現在、キャリア・ママの登録会員の8割は女性です。彼女たちは、子育てや介護、自分の体調や障がいなどの理由でフルタイムの外勤は難しいため、在宅でマイペースで働く、という選択をしています。自分で働く時間を決められるので、自分や家族の事情を優先することができま

す。また、定年がないので、自分が仕事をしたいと思ったら、したい時まで、したい量だけ働くこともできるので

在宅ワークは、いわゆる個人事業主ですから、健康保険や年金などは、自分で手続きをする必要があります。失業保険や産休、育児時の手当てなどもありません。また、内職のように作業ごとの最低賃金が決まっているわけではありません。自分で仕事を発注してくれる相手と対価、納期などを交渉し、見積書・納品書・請求書などを作成し、やりとりする必要があるります。依頼された作業を終わらせるだけでなく、きちんと口座に入金されるまでを見届けないといけない働き方です。会社員時代のように、決まった給料日に、勝手に給料が振り込まれているわけではないのです。だからこそ、契約や納税の知識を正しく持ち、発注先と同等の関係で仕事を請け負い、商品やサービ

スを提供し、対価を得る責任とやりがいがあります。この働き方で月に数万円の収入から、子どもを保育園に預けて月10万円以上しっかりと働いている人もいます。

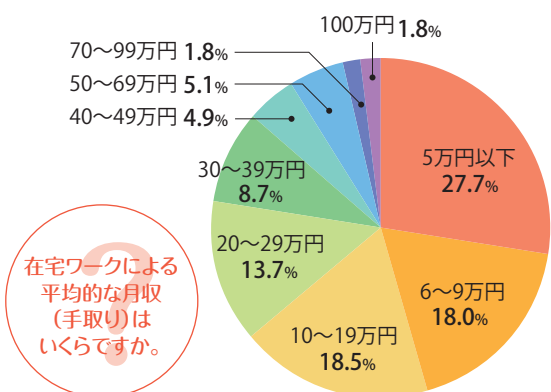
今は、キャリア・ママの他にもWebサイトで仕事を募集する仲介企業や、クラウドソーシングというマッチングシステムを提供している会社があり、「働きたい」という思いと、PCやネット環境さえ整えば、在宅ワークをスタートできるようになりました。

仕事は、Web制作やプログラミング、CADなど専門スキルが必要なものから、ライティングや事務代行、データ入力など、今までのスキルを活かして働くことができるものも多くあります。働く場所が会社か自宅かで、基本は何も変わりません。

ぜひ、自宅で自分のペースで働く「在宅ワーク」という新しい働き方を、皆さんの選択肢のひとつに入れて、自分らしく社会と関わってみてください。働くか、諦めるか、0か100かではなく、自分と家族との関係の中で、「働く」とこのソフトチェンジをしながらキャリアをつなげ、女性として、自分らしい生き方をしてみませんか。

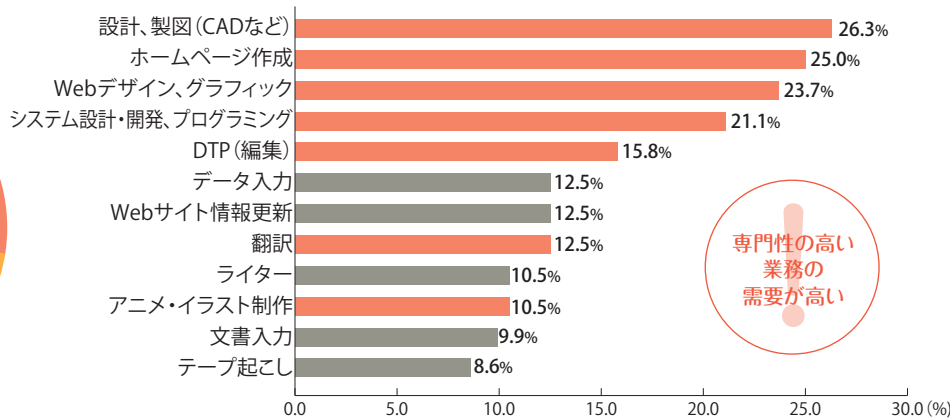


在宅ワークによる収入



在宅ワークによる平均的な月収(手取り)はいくらですか。

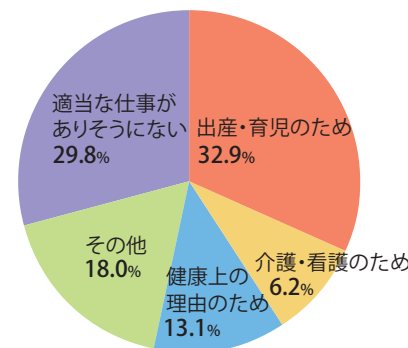
この一年間で、在宅ワーカーに発注した仕事



専門性の高い業務の需要が高い

誰もが活躍するための女性活躍推進法

女性の就業希望者(301万人)の内訳 求職していない理由別



【出典】内閣府男女共同参画局「平成27年度女性の就業希望者の内訳」

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)が今年4月に施行されました。この法律は、10年間の時限立法で、働く場面において女性の個性と能力が十分に発揮できるように、国や地方公共団体、民間企業(従業員301人以上)に、例えば「管理職に占める女性割合を20%以上にする」「育児休業を取得する男性職員の割合を20%以上にする」「超過勤務時間を2割以上削減する」などの具体的数値目標を盛り込んだ行動計画の策定、公表を義務付け、積極的な取組を求めています。現実の社会では、女性が働き続けたいと思っても出産・育児や介護などのために仕事を辞めることも多く、男性も長時間労働のために子育てや仕事以外の生活を充実させることが難しくなっています。男性も女性も仕事で活躍を続けながら、仕事以外の生活を充実させていくには、企業の取組とともにひとりひとりがこれまでの働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を重視した生活を送ることが大切です。

女性活躍推進法「見える化サイト」

国・地方公共団体の女性の採用・活躍状況、男女別育児休業取得率や超過勤務の状況などを一覧化し掲載しています。各団体の働きやすさの参考にもなるので女性だけでなく男性や学生、就職活動中の方にも役立つサイトです。民間企業等の情報は「女性の活躍推進企業データベース(厚生労働省)」で公表されています。



女性活躍推進法 内閣府



- 国・地方公共団体情報
- 民間企業等情報

出張講座を開催します

DV(配偶者や恋人などからの暴力)防止、ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭、子育てや介護の両立)、犯罪被害者支援などをテーマに学校、地域団体、職場などに出張し講演や情報提供を行います。実施時期は平成29年4月~30年3月。お気軽にお問い合わせください。

問合せ先 区民生活部管理課
男女共同・犯罪被害者支援係
TEL.03-5307-0326

男女平等推進センター講座の企画運営団体を募集します！

男性も女性も共に個性と能力を発揮できる社会の実現をめざして、区民に身近な内容で講座を開催するために、講座・講演・ワークショップ等の企画運営を団体等に委託して実施します。

●講座テーマ

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)、男性の子育て参加・DV防止など

●講座開催時期

平成29年7月~30年2月

募集要項は12月12日から男女共同・犯罪被害者支援係(区役所西棟7階)及び男女平等推進センターで配布します(区HPからダウンロードできます)。

●応募締切

平成29年2月10日。企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を行い、委託団体を決定します。詳細は募集要項をご覧ください。